平成２４年（フ）第３０３号
沖縄県浦添市宮城４丁目22番１―205号　タケハラ荘
債務者　小波津將浩
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１５号
沖縄県国頭郡恩納村字前兼久58番地　メゾンＹＵＵ202号
債務者　米須　　薫（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成24年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第２１号
宮城県白石市大平中目字大平前９番地
債務者　遠藤　友香（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第７号
福井県越前市小松２丁目８番14号
債務者　酒井　明美
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５８号
福井市曽万布町第10号15番地１
債務者　小林　康男
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７６号
福井市下馬２丁目806番地　サントネージュＢ棟206、旧住所金沢市浅野本町ホ222番地１
債務者　櫻井　政美（旧姓前出）
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７８号
福井市円山１―910　円山ハイツ207、住民票上の住所福井市中荒井町第２号５番地
債務者　小久保　淳
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５３号
兵庫県伊丹市緑ケ丘３丁目157番地
債務者　吉田　夏枝（旧姓小關）
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１６９号
兵庫県宝塚市平井２丁目４番33号サニーホームズオザキ102号
債務者　冨崎　惠弘
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１９４号
兵庫県宝塚市山本野里１丁目８番６号、前住所大阪市福島区福島１丁目２番35　福島イーグルハイツ205号室
債務者　スタジオＮＡＶＩこと　井端　清志
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２８１号
大分県別府市船小路町４番10号　船小路ビル703号
債務者　髙橋　哲人
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１６８号
盛岡市黒石野３丁目17番23号、旧住所盛岡市黒石野３丁目17番35号
債務者　武藤　洋二
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１７７号
盛岡市中屋敷町９番81号
債務者　佐藤　陽子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１８８号
岩手県紫波郡紫波町草刈字中屋敷３番地１
債務者　小林満喜雄
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第４２３号
千葉県柏市加賀３丁目11番４号
債務者　相沢規恵子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４４７号
千葉県柏市青葉台１丁目19番４号
債務者　井上　さわ
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４６１号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷１丁目１番39号　白崎コーポ201
債務者　五十嵐裕子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部